# [事案 2023-237] 入院一時金支払等請求

・令和6年7月12日 裁定終了

### <事案の概要>

約款上の入院に該当しないことを理由に、入院一時金が支払われなかったことを不服として、入院一時金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

#### <申立人の主張>

令和5年1月に転倒して受傷し、肋骨骨折により入院したため、令和3年3月に契約した組立型保険にもとづき入院一時金を請求したところ、約款上の入院に該当しないことを理由に入院一時金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院一時金および遅延損害金を支払ってほしい。また、既払込保険料の一部を返還してほしい。

- (1)担当医師から、医学的根拠にもとづき入院適応だと言われたが、コロナで病床が空いておらず、空きが出るまで自宅待機と言われた。
- (2)保険会社の担当者は、転倒により受傷した日から解約するまでの間は、審査をするので結果が出るまで保険料をもらわないと言っていたのに、保険料が引かれていた。

#### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)受傷から約3週間後に入院を開始し、治療は固定・安静のみであったこと、医師の回答書において、患者からの希望がなかった場合は入院の必要性がなかったこと等が確認されたことから、入院一時金の支払対象となる入院に該当しない。

## <裁定の概要>

## 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本入院当時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情 も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。